



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年9月2日金曜日 第1690号

◇ 目次 ◇ 告 示

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項の規定による指定地方公共機関の指定の一部改正.....	865
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....	865
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要（2件）.....	869
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	872
土地改良区役員の退任の届出（2件）.....	873
肥料登録有効期間の更新.....	873
廃川敷地等の発生（7件）.....	873
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	875
開発行為に関する工事の完了.....	875

公 告

愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の募集.....	875
ファミリーハウスあいの指定管理者の募集.....	876
愛媛県母子福祉センターの指定管理者の募集.....	878
愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の募集.....	879
愛媛県身体障害者福祉センター及び愛媛県障害者更生センターの指定管理者の募集.....	880
愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の募集.....	882
愛媛国際貿易センターの指定管理者の募集.....	883
愛媛県植物くん蒸所の指定管理者の募集.....	884
技能検定の実施.....	886
テクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの指定管理者の募集.....	887
愛媛県物産観光センターの指定管理者の募集.....	889
えひめ森林公園の指定管理者の募集.....	890

告 示

○愛媛県告示第1612号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項の規定による指定地方公共機関の指定（平成17年5月愛媛県告示第987号）の一部を次のように改正する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

第9号を次のように改める。

- (9) 社団法人愛媛県看護協会

○愛媛県告示第1613号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
鹿島建設株式会社
東京都港区赤坂1丁目2番7号
代表取締役社長 中村 満義
- 事業場の名称及び所在地
鹿島・りんかい日産特定建設工事共同企業体
三坂第2トンネルJV工事事務所
伊予郡砥部町大平562番1
- 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	
特定施設の能力	1時間当たり22.5立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後30日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断続	
特定施設の1日当たりの使用時間	4時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 3,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 22.0 最大 27.5	

- 汚水等の処理施設に関する事項

- (1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	自然沈降		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 4.0メートル 横 2.5メートル 高さ 2.0メートル		
処理施設の能力	1時間当たり5立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	自然沈降		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 250 最大 300
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 22.0 最大 27.5	通常 22.0 最大 27.5	

備考 汚水は、特定施設で再利用する。

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理 + 化学処理		
処理施設の型式	T J L - 40型		

処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 12メートル 横 12メートル 高さ 5.4メートル		
処理施設の能力	1時間当たり40立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈澱 + pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 180 最大 960	通常 180 最大 960	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量	通常 180 最大 960

○愛媛県告示第1614号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

(1) ろ過施設（フィルタープレスNo.6）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号 イろ過施設	
特定施設の能力	ろ過面積19.1平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11～12 最大 11～12
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8,000 最大 8,000
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 63 最大 70	

(2) ろ過施設（フィルタープレスNo.7）

特定施設の種類	政令別表第1第27号 イろ過施設
---------	------------------

特定施設の能力	ろ過面積19.1平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11～12 最大 11～12
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8,000 最大 8,000
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 62 最大 70	

(3) ろ過施設（フィルタープレスNo.8）

特定施設の種類	政令別表第1第27号 イろ過施設	
特定施設の能力	ろ過面積19.1平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	約16時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11～12 最大 11～12
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8,000 最大 8,000
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満

	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 40 最大 42

(4) 廃ガス洗浄施設 (洗浄塔)

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 又廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分間あたり100ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 82,000 最大 82,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.5 最大 1.7

(5) 湿式集じん施設 (冷却塔)

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 ル湿式集じん施設	
特定施設の能 力	1分間あたり30ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	

工事の完成予定年月日		着手後約2ヶ月
使用開始の予定年月日		完成の翌日
特定施設の使用時間間隔		連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 7~9
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.1 最大 0.1

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後約3ヶ月
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理+物理処理
処 理 施 設 の 型 式	中和+凝集
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン製及びステンレス製他
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 9メートル 横 33メートル 高さ 5メートル 他
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,000立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和+凝集
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~11 最大 1~11	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.3 最大 8.0	通常 7.3 最大 8.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 21 最大 26	通常 21 最大 26
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,634 最大 1,964	通常 1,634 最大 1,964

(2) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後約3ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理+物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和+蒸留回収		
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン製及びステンレス製他		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 8メートル 横 10メートル 高さ 17メートル 他		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり410立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和+蒸留回収		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1

	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7,000 最大 8,000	通常 22 最大 31
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 347 最大 385	通常 347 最大 385	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.1 最大 7.2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14.3 最大 18.4
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3,083 最大 3,670	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1615号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一
- 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号
- 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イ及びヌ、第62号イ及びホ、第65号、第66号並びに第74号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、使用方法及び汚水等の処理方法並びに排水の汚染状態及び量の変更

5 特定施設に関する事項

(1) ろ過施設（圧搾式フィルタプレスⅠ）

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		ろ過面積4平方メートル	ろ過面積8平方メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 200	通常 8,000 最大 8,000
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 62 最大 69	通常 30 最大 33

(2) ろ過施設（圧搾式フィルタプレスⅡ）

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 200	通常 8,000 最大 8,000
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 62 最大 69	通常 30 最大 33

(3) ろ過施設（フィルタプレス3）

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～12	通常 11～12 最大 11～12
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 13 最大 15	通常 30 最大 33

(4) ろ過施設（フィルタプレス4）

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～12	通常 11～12 最大 11～12
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 13 最大 15	通常 30 最大 33

(5) ろ過施設（フィルタプレス5）

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		ろ過面積8平方メートル	ろ過面積14平方メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～12	通常 11～12 最大 11～12

る汚水等の汚染状態の値	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8,000 最大 8,000	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 13 最大 15	通常 53 最大 59

(6) 廃ガス洗浄施設（廃ガス吸収塔）

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20	通常 1未満 最大 1未満

(7) 廃ガス洗浄施設（水酸化Ni・Co洗浄塔）

		変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 2.2 最大 2.4	通常 3.0 最大 3.4

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8.0 最大 8.5	通常 8.0 最大 8.5	通常 7.3 最大 8.0	通常 7.3 最大 8.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 23 最大 28	通常 23 最大 28	通常 21 最大 26	通常 21 最大 26
		通常 1,431 最大 1,739	通常 1,431 最大 1,739	通常 1,634 最大 1,964	通常 1,634 最大 1,964

(2) アンモニア回収施設

		変 更 前	変 更 後		
処理施設の能力		1日当たり170立方メートル処理	1日当たり410立方メートル処理		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3,000 最大 3,200	通常 28 最大 31	通常 7,000 最大 8,000	通常 22 最大 31
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 144 最大 160	通常 144 最大 160	通常 347 最大 385	通常 347 最大 385

備考 処理後の汚水等は、処理施設（No.1）で処理する。

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量1号排出口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4	通常 6.1
		最大 7.2	最大 7.2
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14.0 最大 18.0	通常 14.3 最大 18.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,880 最大 3,445	通常 3,083 最大 3,670

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1616号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
大成建設株式会社
東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
代表取締役社長 葉山莞児
- 事業場の名称及び所在地
大成建設・大林組・大本組・森本組・大旺共同企業体
波方LPG基地作業トンネル等工事作業所
今治市波方町宮崎甲133
- 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第55号 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 既設(濁水処理施設 - 1)

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 12.0	通常 6.5~8.5 最大 8.5	通常 10.0~12.0 最大 12.0	通常 6.5~8.3 最大 8.3
		化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0	通常 10.0 最大 14.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 650 最大 650	通常 20 最大 25	通常 650 最大 650	通常 20 最大 25

	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0	通常 10.0 最大 12.0	通常 8.0 最大 10.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.10	通常 0.04 最大 0.10	通常 0.12 最大 0.60	通常 0.09 最大 0.45
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 631.4 最大 960	通常 631.4 最大 960	通常 631.4 最大 960	通常 631.4 最大 960

(2) 既設(濁水処理施設 - 2)

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 12.0	通常 6.5~8.5 最大 8.5	通常 10.0~12.0 最大 12.0	通常 6.5~8.3 最大 8.3
		化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0	通常 10.0 最大 14.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 650 最大 650	通常 20 最大 25	通常 650 最大 650	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0	通常 10.0 最大 12.0	通常 8.0 最大 10.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.10	通常 0.04 最大 0.10	通常 0.12 最大 0.60	通常 0.09 最大 0.45
		汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 936.7 最大 1,080	通常 936.7 最大 1,080	通常 936.7 最大 1,440

(3) 既設(濁水処理施設 - 3)

		変更前		変更後	
主要寸法		縦 12メートル、横 10.5メートル、高さ 5.5メートル		縦 16メートル、横 8メートル、高さ 3.6メートル	
能力		1時間当たり40立方メートル		1時間当たり100立方メートル	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 12.0	通常 6.5~8.5 最大 8.5	通常 10.0~12.0 最大 12.0	通常 6.5~8.3 最大 8.3
		化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0	通常 10.0 最大 14.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 650 最大 650	通常 20 最大 25	通常 650 最大 650	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0	通常 10.0 最大 12.0	通常 8.0 最大 10.0

窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0	通常 10.0 最大 12.0	通常 8.0 最大 10.0
りん含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.10	通常 0.04 最大 0.10	通常 0.12 最大 0.60	通常 0.09 最大 0.45
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 631.4 最大 960	通常 631.4 最大 960	通常 2,014.5 最大 2,400	通常 2,014.5 最大 2,400

(4) 新設(濁水処理施設 - 4)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後14日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種 類	物理処理 + 化学処理		
処理施設の型 式	凝集沈澱 + pH調整		
処理施設の構 造	鉄板製		
処理施設の主要寸法	縦 22メートル 横 7.5メートル 高さ 4.9メートル		
処理施設の能力	1時間当たり120立方メートル		
汚水等の処理の方式	凝集沈澱 + pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.3 最大 6.5~8.3
	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 14.0	通常 8.0 最大 12.0
	浮遊物質(単位 リットルにつきミリグラム)	通常 650 最大 650	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 12.0	通常 8.0 最大 10.0
	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)	通常 0.12 最大 0.60	通常 0.09 最大 0.45
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,377.4 最大 2,650	通常 2,377.4 最大 2,650	

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び

最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5	通常 6.5~8.3 最大 6.5~8.3
	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 8.0 最大 12.0
	浮遊物質(単位 リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 8.0 最大 10.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.1	通常 0.09 最大 0.45
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,199.5 最大 3,000	通常 6,000 最大 7,500
備 考		濁水処理施設から発生する処理水の一部はリサイクル施設で淡水化後、事業場内で再利用する。	

○愛媛県告示第1617号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、周桑郡小松町大字大頭土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種 類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 司	西条市小松町大頭甲527番地
"	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地1
"	神 野 忠 治	西条市小松町大頭甲458番地
"	高 橋 忠 親	西条市小松町大頭甲479番地1
"	徳 永 俊 夫	西条市小松町大頭甲666番地3
"	曾 我 守	西条市小松町大頭甲212番地
"	徳 永 光 政	西条市小松町大頭甲414番地1
"	高 木 安 雄	西条市小松町大頭甲202番地4
"	日 野 俊 一	西条市小松町大頭甲320番地5
"	十 亀 保 美	西条市小松町大頭甲395番地
監 事	宇 野 博 久	西条市小松町大頭甲516番地2
"	伊 藤 郁 夫	西条市小松町大頭甲405番地

退 任

役員の種 類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 司	西条市小松町大頭甲527番地
"	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地1

"	神 野 忠 治	西条市小松町大頭甲458番地
"	宇 野 正 久	西条市小松町大頭甲163番地 1
"	徳 永 俊 夫	西条市小松町大頭甲666番地 3
"	曾 我 守	西条市小松町大頭甲212番地
"	徳 永 光 政	西条市小松町大頭甲414番地 1
"	高 木 安 雄	西条市小松町大頭甲202番地 4
"	日 野 俊 一	西条市小松町大頭甲320番地 5
"	十 亀 保 美	西条市小松町大頭甲395番地
監 事	宇 野 博 久	西条市小松町大頭甲516番地 2
"	伊 藤 郁 夫	西条市小松町大頭甲405番地

○愛媛県告示第1618号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 清 俊	松山市祝谷 5 丁目 4 - 7
"	富 田 恭 司	松山市道後緑台11 - 21
"	古 茂 田 準 一	松山市祝谷 2 丁目 9 - 16
"	能 田 貢	松山市祝谷 4 丁目 6 - 5
"	野 本 和 馬	松山市祝谷 6 丁目1301
"	丸 山 良 彦	松山市祝谷 6 丁目1212
"	古 茂 田 一	松山市祝谷 2 丁目 7 - 38
"	松 本 邦 男	松山市祝谷 5 丁目 3 - 26
"	西 山 昭 広	松山市祝谷町 1 丁目 6 - 23
"	栗 林 昭 三	松山市祝谷 5 丁目 4 - 5
"	野 本 桂 子	松山市祝谷 5 丁目 7 - 4
"	野 本 隆 保	松山市祝谷 6 丁目1322
"	松 本 義 雄	松山市祝谷 4 丁目 2 - 8
監 事	西 山 誉 志 道	松山市祝谷町 1 丁目 7 - 24
"	野 本 菅 栄	松山市祝谷 6 丁目1209

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 松 恭 介	松山市祝谷町 1 丁目 7 - 29
"	富 田 恭 司	松山市道後緑台11 - 2
"	古 茂 田 準 一	松山市祝谷 2 丁目 9 - 16
"	平 松 勉	松山市祝谷 4 丁目 1 - 46
"	松 本 濬 哲	松山市祝谷 3 丁目 6 - 1
"	松 本 邦 夫	松山市祝谷 5 丁目 3 - 36
"	能 田 貢	松山市祝谷 4 丁目 6 - 5
"	古 茂 田 一	松山市祝谷 2 丁目 7 - 38
"	古 茂 田 剛	松山市祝谷 6 丁目1302
"	野 本 和 馬	松山市祝谷 6 丁目1301 - 3
"	丸 山 良 彦	松山市祝谷 6 丁目1212
"	松 本 清 俊	松山市祝谷 5 丁目 4 - 7
"	栗 林 巖	松山市祝谷 4 丁目10 - 9
監 事	山 本 良 文	松山市祝谷町 1 丁目 7 - 22

"	栗 林 勝 弘	松山市祝谷 5 丁目 9 - 24
---	---------	-------------------

○愛媛県告示第1619号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 辺 弘 司	新居浜市北内町 3 丁目 1 - 44

○愛媛県告示第1620号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	相 原 嘉 寿 雄	松山市竹原 2 丁目11 - 13

○愛媛県告示第1621号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年8月24日	愛媛県第1232号	魚廃物加工肥料	宇和島漁協魚廃物加工肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.5 加里全量 1.0	公定規格のとお	宇和島漁業協同組合 愛媛県宇和島市榊形町二丁目 6 番11号

○愛媛県告示第1622号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 河川の名称
二級河川関川水系添谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年9月2日

3 廃川敷地等の位置

四国中央市土居町浦山甲88番3地先から入野420番13地先まで及び同市土居町浦山甲97番3地先から入野420番3地先まで

四国中央市土居町入野420番15地先及び同市土居町入野420番8地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 381.35平方メートル

○愛媛県告示第1623号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 河川の名称

二級河川関川水系西谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年9月2日

3 廃川敷地等の位置

四国中央市土居町畑野83番1地先から82番1地先の国有地地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 34.24平方メートル

○愛媛県告示第1624号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 河川の名称

二級河川関川水系地藏谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年9月2日

3 廃川敷地等の位置

四国中央市土居町上野甲1875番14地先から甲1875番13地先まで

四国中央市土居町上野甲1899番11地先から甲1899番13地先まで

四国中央市土居町上野甲1875番12地先から甲1875番3地先まで

四国中央市土居町上野甲1899番2地先から甲1899番6地先まで及び同市土居町上野甲1875番19地先

四国中央市土居町上野甲1875番6地先から甲1875番8地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 343.95平方メートル

○愛媛県告示第1625号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 河川の名称

二級河川関川水系大段川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年9月2日

3 廃川敷地等の位置

四国中央市土居町上野丙295番2地先から乙187番7地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 71.86平方メートル

○愛媛県告示第1626号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 河川の名称

二級河川檜木川水系城谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年9月2日

3 廃川敷地等の位置

四国中央市土居町小林2163番3地先から2135番6地先まで及び同市土居町津根971番5地先から973番9地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 761.12平方メートル

○愛媛県告示第1627号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 河川の名称

二級河川檜木川水系檜木川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年9月2日

3 廃川敷地等の位置

四国中央市土居町中村1749番6地先から1765番1地先まで

で及び同市土居町中村1764番9地先
 四国中央市土居町中村1765番5地先
 4 廃川敷地等の種類及び数量
 土地（河川管理施設を含む。） 218.08平方メートル

○愛媛県告示第1628号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
二級河川檜木川水系古子川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年9月2日
- 3 廃川敷地等の位置
四国中央市土居町中村1527番2地先から1530番5地先まで及び同市土居町浦山乙3番1地先から中村1524番2地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 265.28平方メートル

○愛媛県告示第1629号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区	域
支流 西大谷川	右岸	四国中央市土居町天満1283番2地先から同市土居町天満1420番2地先まで
	左岸	四国中央市土居町天満1305番1地先から同市土居町天満1358番1地先まで
支流 池ノ内川	右岸	四国中央市土居町天満1078番地先から同市土居町天満1029番3地先まで
	左岸	四国中央市土居町天満乙35番38地先から同市土居町天満1143番1地先まで
小支流 宇戸瀬川	右岸	四国中央市上柏町字立岡口丙1388番2地先から同市上柏町字西ノ谷1359番4地先まで
	左岸	四国中央市上柏町字ココフゲ乙118番6地先から同市上柏町字柱尾1200番地先まで
小支流 涼川	右岸	四国中央市金田町金川字桜井山乙469番1地先から同市金田町金川字大光寺199番地先まで
	左岸	四国中央市金田町金川字桜井山乙429番1地先から同市金田町金川字黒太夫299番5地先まで

○愛媛県告示第1630号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17四土（開）第15号 平成17年8月23日	四国中央市下柏町字渡シ田710番1及び710番1地先水路、同町字九郎左エ門淵西711番及び712番並びに同町字高田703番1及び705番1	四国中央市下柏町206番地 鈴木友一

公 告

○公 告

愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の募集について
 愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 愛媛県総合社会福祉会館（以下「会館」という。）の概要

1 所在地	松山市持田町三丁目8番15号
2 設置目的	民間の社会福祉活動の拠点として、福祉に関する情報の提供、相談、研修等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 2,545.42㎡ (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造4階建て 延床面積 5,461.74㎡ (3) 建築年月 平成6年11月

4 業務概要	(1) 福祉に関する情報の提供、相談及び研修 (2) 介護に関する知識、技術及び機器の普及 (3) 福祉に関するボランティア活動の促進 (4) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供 (5) その他必要な業務
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 指定管理者の業務

- (1) 介護に関する知識、技術及び機器の普及に関する業務
- (2) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関する業務
- (3) その他必要な業務（(1)、(2)に関するもの。）
- (4) 会館の利用の許可に関する業務
- (5) 会館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (6) 会館の利用の促進に関する業務
- (7) 会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (8) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県総合社会福祉会館管理条例（平成17年愛媛県条例第52号）第4条から第17条までの規定による。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間（予定）

5 申請資格

申請資格を有するものは、県内に事務所を置く法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加の資格を有しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成14年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等
- (3) 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
- (4) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (6) 愛媛県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- (9) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力的行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 暴力団の構成員等

6 指定管理者の選定方法等

- (1) 選定基準
 - ア 会館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
 - イ 会館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。
- (2) 選定方法

選定審査会において、選定基準に基づいて総合的な審査を行ったのち、知事が指定管理者候補者を選定する。（書類審査及び面接審査の実施を予定）

7 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 宣誓書
- (3) 会館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に關する事業計画書及び収支予算書
- (7) 団体の概要を記載した書類
- (8) 役員名簿
- (9) 都道府県税について、未納がない旨の証明書
- (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (11) 印鑑証明書
- (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月21日（水）から10月5日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課福祉振興係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号（089）912 2386

10 その他

詳細は、募集要綱による。

○公 告

ファミリーハウスあいの指定管理者の募集について

ファミリーハウスあいの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 ファミリーハウスあい（以下「ファミリーハウス」という。）の概要

- (1) 所在地
愛媛県松山市室町74番地2
 - (2) 敷地面積
182.15㎡
 - (3) 建物の規模及び概要
木造2階建 200.45㎡
- ア 宿泊室5室（和室3、洋室2）

- イ プレイルーム
- ウ 洗濯室
- エ 事務室兼相談室

(4) 設置目的

長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族を支援するため、宿泊及び休養の施設を提供する。

(5) 業務概要

ア 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設の提供に関すること。

イ その他必要な業務

2 指定管理者の業務

(1) ファミリーハウスの事業の実施に関する業務

(2) ファミリーハウスの利用の許可に関する業務

(3) ファミリーハウスの利用に係る料金の収受に関する業務

(4) ファミリーハウスの利用の促進に関する業務

(5) ファミリーハウスの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務

(6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

ファミリーハウスあい管理条例（平成17年愛媛県条例第53号）第4条から第13条までの規定による。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間（予定）

5 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置く法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等

(3) 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等

(4) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

(6) 愛媛県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

(9) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 暴力団の構成員等

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア ファミリーハウスの管理を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものであること。

イ ファミリーハウスの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

選定審査会において、選定基準に基づいて総合的な審査を行ったのち、知事が指定管理者候補者を選定する。（書類審査及び面接審査の実施を予定）

7 申請に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 宣誓書

(3) ファミリーハウスの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(7) 団体の概要を記載した書類

(8) 役員名簿

(9) 都道府県税について、未納がない旨の証明書

(10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(11) 印鑑証明書

(12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月21日（水）から10月5日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第

9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後 5 時15分までに必着のこと。

9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課母子保健係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話番号 (089)912 2405

10 その他

詳細は、募集要綱による。

○公 告

愛媛県母子福祉センターの指定管理者の募集について

愛媛県母子福祉センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県母子福祉センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市中一万町 7 番地 3
2 法的位置付け	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第 129 号）第39条第 2 項に基づく母子福祉施設
3 設置目的	無料又は低額な料金で、母子家庭及び寡婦に対して、各種の相談に応ずるとともに、生業指導、就業に必要な知識技能の習得に関することなど母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長をするための便宜を総合的に供与する。
4 施設概要	(1) 敷地面積 516.75㎡ (2) 建物概要 ア コンクリートブロック造 2 階建 イ 延床面積 718.01㎡ ウ 昭和39年 6 月新築 昭和47年 2 月増築
5 事業概要	(1) 母子家庭の生活その他各種相談に関すること。 (2) 母子家庭の生業指導に関すること。 (3) 母子家庭の母及び児童の就業に必要な知識技能の習得に関すること。 (4) 雇用情報の収集、提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。 (5) 母子家庭の母がセンターを利用する間の児童の保育に関すること。 (6) その他母子寡婦福祉事業に関すること。

2 指定管理者の業務

- (1) センターが行う業務の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県母子福祉センター管理条例（平成17年愛媛県条例第54号）第 4 条から第12条までの規定による。

4 指定期間

平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの 3 年間（予定）

5 申請資格

申請資格を有するものは、次のいずれも満たすものとする。

(1) 県内に事務所を置いているもので、県内の複数の地域に活動拠点を持っているもの

(2) 社会福祉事業の活動実績を有する法人等の団体で、次のいずれにも該当しないもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法（平成14年法律第 154 号）、民事再生法（平成11年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等

ウ 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等

エ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 愛媛県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

ケ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(オ) 暴力団の構成員等

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

選定審査会において、選定基準に基づいて総合的な審査を行ったのち、知事が指定管理者候補者を選定する。

(書類審査及び面接審査の実施を予定)

7 申請に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 宣誓書

(3) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録及び正味財産増減計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(7) 団体の概要を記載した書類(社会福祉事業の活動実績を含む。)

(8) 役員名簿

(9) 都道府県税について、未納がない旨の証明書

(10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(11) 印鑑証明書

(12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月21日(水)から10月5日(水)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課ひとり親家庭係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2411

10 その他

詳細は、募集要綱による。

○公 告

愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の募集について

愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 愛媛県立愛媛母子生活支援センター(以下「センター」という。)の概要

1 所在地	愛媛県松山市道後今市12番30号
2 法的位置付け	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に基づく母子生活支援施設
3 設置目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。
4 施設概要	(1) 規模・構造 鉄筋コンクリート造3階建て (2) 敷地面積 1,328.92㎡ (3) 建物面積 1,245.90㎡ 〔 1階: 458.93㎡ 〕 〔 2階: 394.87㎡ 〕 〔 3階: 392.10㎡ 〕
5 業務概要	(1) 入所による保護 (2) 就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言等生活指導 (3) 自立の促進のために必要な生活の支援 (4) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

(1) センターの業務

(2) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務

(3) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例(平成17年愛媛県条例第55号)第4条から第9条までの規定による。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間(予定)

5 申請資格

申請資格を有するものは、次の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に基づき設立された社会福祉法人で、同法第2条第2項に基づく第一種社会福祉事業の運営実績があり、母子生活支援施設の運営に意欲を有し、施設の安定的運営が図れる能力、資力等を有するもの。

(2) 次のいずれにも該当しないもの。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき再生手続をしている法人

ウ 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人

エ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 愛媛県における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人

ク 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ないもの
- (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- (オ) 暴力団の構成員等
- (3) 県内に事務所を置くもの。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実にを行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

選定審査会において、選定基準に基づいて総合的な審査を行ったのち、知事が指定管理者候補者を選定する。（書類審査及び面接審査の実施を予定）

7 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 宣誓書
- (3) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人の財産目録、貸借対照表、事業報告書、資金収支計算書及び事業活動収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人に関する事業計画書及び収支予算書
- (7) 法人の概要を記載した書類（第一種社会福祉事業の活動実績を含む。）

- (8) 役員名簿
- (9) 都道府県税について、未納がないことの証明書
- (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納がないことの証明書
- (11) 印鑑証明書
- (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月21日（水）から10月5日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課児童・婦人施設係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号（089）912 2414

10 その他

詳細は、募集要綱による。

○公 告

愛媛県身体障害者福祉センター及び愛媛県障害者更生センターの指定管理者の募集について

愛媛県身体障害者福祉センター及び愛媛県障害者更生センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) 愛媛県身体障害者福祉センター（以下「身障センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市道後町2丁目12番11号
2 法的位置付け	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者福祉センターのうち身体障害者福祉センターA型（無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設）
3 設置目的	身体に障害のある人々に対し、更生に必要な各種の相談に応じるとともに、機能回復訓練や、スポーツ、レクリエーションの指導を行うなど身体障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。
4 施設概要	(1)センター棟 鉄筋コンクリート造地上2階建（アリーナ、屋外機能回復訓練場、運動療法室等） (2)駐車場 乗用車49台（うち身体障害者用6台） (3)運動場 フィールド、器具庫、バックネット等
5 業務概要	(1)身体障害者の更生のために必要な各種相談に関すること。 (2)身体障害者の社会活動への参加及び自立を促進するために必要な機能回復、補装具装着等の訓練に関すること。 (3)身体障害者の健康の増進を図るために必要なスポーツ及びレクリエーションの指導に関すること。

	(4)身体障害者の福祉の増進を図るために必要な施設の提供に関すること。 (5)その他身体障害者福祉事業に関すること。
6 指定管理者の業務	(1)身障センターの事業の実施に関する業務 (2)身障センターの利用の許可に関する業務 (3)身障センターの利用の促進に関する業務 (4)身障センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (5)その他知事が定める業務
7 管理の基準	愛媛県身体障害者福祉センター管理条例(平成17年愛媛県条例第56号)第4条から第12条までの規定による

(2) 愛媛県障害者更生センター(以下「更生センター」という。)

1 所在地	愛媛県松山市道後町2丁目12番11号
2 法的位置付け	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者福祉センターのうち障害者更生センター(身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設)
3 設置目的	身体に障害のある人々又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする。
4 施設概要	(1)センター棟 鉄筋コンクリート造地上2階建 ・宿泊:宿泊室12室、定員60人 ・浴場(温泉)、食堂、娯楽室等 (2)駐車場 乗用車9台 身障センターと共用あり
5 業務概要	(1)宿泊、休養等の施設の提供に関すること。 (2)その他必要な業務。
6 指定管理者の業務	(1)更生センターの事業の実施に関する業務 (2)更生センターの利用の許可に関する業務 (3)更生センターの利用に係る料金の収受に関する業務 (4)更生センターの利用の促進に関する業務 (5)更生センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6)その他知事が定める業務
7 管理の基準	愛媛県障害者更生センター管理条例(平成17年愛媛県条例第57号)第4条から第16条までの規定による

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間(予定)

3 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置き、社会福祉事業に関する活動実績を有する法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等
- (3) 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
- (4) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者

(6) 愛媛県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(8) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

(9) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 暴力団の構成員等

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 身障センター及び更生センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 身障センター及び更生センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

選定審査会において、選定基準に基づいて総合的な審査を行ったのち、知事が指定管理者候補者を選定する。(書類審査及び面接審査の実施を予定)

5 申請に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 宣誓書

(3) 身障センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) 更生センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(5) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書

(6) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支計算書及び正味財産増減計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(7) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(8) 団体の概要を記載した書類(社会福祉事業の活動実績

を含む。)

- (9) 役員名簿
- (10) 都道府県税について、未納がない旨の証明書
- (11) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (12) 印鑑証明書
- (13) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

6 申請期間

平成17年9月21日(水)から10月5日(水)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

7 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第1別館1階

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障害福祉課

障害者施設係

電話 (089)912 2421

ファクシミリ (089)931 8187

電子メール syougaihusu@pref.ehime.jp

8 その他

詳細は、募集要綱による。

○公 告

愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の募集について

愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 愛媛県視聴覚福祉センター(以下「視聴覚センター」という。)の概要

1 所在地	愛媛県松山市本町6丁目11番5号
2 法的位置付け	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく視聴覚障害者情報提供施設(無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の便宜を供与する施設)
3 設置目的	視聴覚障害者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠点となるような複合施設として、視聴覚障害者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行う。
4 施設概要	(1)センター棟 鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建(多目的ホール、ビデオ製作室、書庫等) (2)駐車場 乗用車20台(うち身体障害者用2台)
5 業務概要	(1)点字図書館に関すること。 (2)点字図書及び視覚障害者用の録音物の製作並びに点字出版に関すること。

- (3)聴覚障害者情報提供施設に関すること。
- (4)聴覚障害者用の録画物の製作に関すること。
- (5)視聴覚障害者の各種相談に関すること。
- (6)点字奉仕員等の養成その他視聴覚障害者の福祉に関するボランティア活動の促進に関すること。
- (7)視聴覚障害者の文化活動の支援に関すること。
- (8)視覚障害者の生活訓練に関すること。
- (9)各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。
- (10)その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 視聴覚センターの事業の実施に関する業務
- (2) 視聴覚センターの利用の許可に関する業務
- (3) 視聴覚センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 視聴覚センターの利用の促進に関する業務
- (5) 視聴覚センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県視聴覚福祉センター管理条例(平成17年愛媛県条例第58号)第4条から第18条までの規定による

4 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間(予定)

5 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置き、社会福祉事業に関する活動実績を有する法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等
- (3) 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
- (4) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (6) 愛媛県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (8) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体
- (9) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 暴力団の構成員等

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

- ア 視聴覚センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- イ 視聴覚センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

選定審査会において、選定基準に基づいて総合的な審査を行ったのち、知事が指定管理者候補者を選定する。（書類審査及び面接審査の実施を予定）

7 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 宣誓書
- (3) 視聴覚センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支計算書及び正味財産増減計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
- (7) 団体の概要を記載した書類（社会福祉事業の活動実績を含む。）
- (8) 役員名簿
- (9) 都道府県税について、未納がない旨の証明書
- (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (11) 印鑑証明書
- (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月21日（水）から10月5日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより

- 、同日午後5時15分までに必着のこと。
- 9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第1別館1階
愛媛県保健福祉部生きがい推進局障害福祉課
障害者施設係
電話 (089)912 2421
ファクシミリ (089)931 8187
電子メール syougaihusu@pref.ehime.jp
- 10 その他
詳細は、募集要綱による。

○公 告

愛媛国際貿易センターの指定管理者の募集について
愛媛国際貿易センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛国際貿易センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号 （アイテムえひめ内）
2 設置目的	貿易の振興を通じて経済及び文化の国際交流を促進するため、国際見本市、展示会等の開催に必要な施設を提供する。
3 主な施設	(1) 大展示場 約4,500㎡ (2) 小展示場 約1,500㎡ (3) F A Z プラザ 約3,500㎡ (4) 小展示場屋上 約 600㎡ (5) 会議室 6室 (6) 立体駐車場 635台
4 事業概要	(1) 国際見本市、展示会等の開催に必要な施設の提供 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務の実施に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) センターの利用の促進に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務
- (7) センターが所在する建物の共用部分等の管理に関する業務

3 管理の基準

愛媛国際貿易センター管理条例（平成17年愛媛県条例第59号）等の規定による。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間（予定）

5 申請資格等

- (1) 申請資格

申請資格を有するものは、法人等の団体で、次の条件を満たすものとする。

ア 愛媛県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を設置する又は設置しようとする団体

イ 指定管理者の募集に係る現地説明会に参加している団体

ウ 法人等の団体で、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等

(ウ) 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等

(エ) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

(カ) 愛媛県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(ク) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

(ケ) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

a 成年被後見人又は被保佐人

b 破産者で復権を得ないもの

c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

e 暴力団の構成員等

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

経済労働部指定管理者候補者選定審査会が行う選定基準に基づいた審査（書類審査及び面接審査の実施を予定）の結果を踏まえ、知事が、総合的に評価して選定する。

7 申請に必要な書類

申請に必要な書類（以下「申請書」という。）は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 宣誓書

(3) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(7) 団体の概要を記載した書類

(8) 役員名簿

(9) 都道府県税について、未納がない旨の証明書

(10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(11) 印鑑証明書

(12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月28日（水）から10月5日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県経済労働部管理局産業政策課通商・海運係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号（089）912 2465

10 その他

詳細は、募集要綱による。

○公 告

愛媛県植物くん蒸所の指定管理者の募集について

愛媛県植物くん蒸所の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県植物くん蒸所（以下「くん蒸所」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市大可賀三丁目 150 番地 1
2 設置目的	輸出入植物のくん蒸に必要な施設を提供する。
3 規模・構造	(1) 敷地面積 1,475㎡ (2) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 206㎡ (3) 施設 第1くん蒸庫、第2くん蒸庫
4 事業概要	(1) 輸出入植物のくん蒸に必要な施設の提供に関する事。 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) くん蒸所の業務の実施に関する業務
- (2) くん蒸所の使用の許可に関する業務
- (3) くん蒸所の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (4) その他知事が定める業務
- (5) 使用料の収納事務に関する業務

3 管理の基準

愛媛県植物くん蒸所管理条例（平成17年愛媛県条例第60号）等の規定による。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間（予定）

5 申請資格等

- (1) 申請資格

申請資格を有するものは、法人等の団体で、次の条件を満たすものとする。

ア 愛媛県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を設置する又は設置しようとする団体

イ 法人等の団体で、次のいずれにも該当しないもの

 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等
 - (ウ) 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
 - (エ) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - (オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - (カ) 愛媛県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(ク) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

(ケ) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

- a 成年被後見人又は被保佐人
- b 破産者で復権を得ないもの
- c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- e 暴力団の構成員等

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

- ア くん蒸所の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- イ くん蒸所の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

経済労働部指定管理者候補者選定審査会が行う選定基準に基づいた審査（書類審査及び面接審査の実施を予定）の結果を踏まえ、知事が、総合的に評価して選定する。

7 申請に必要な書類

申請に必要な書類（以下「申請書」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 宣誓書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) 役員名簿
- (6) 都道府県税について、未納がない旨の証明書
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (8) 印鑑証明書
- (9) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月2日（金）から16日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

- 9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先
愛媛県経済労働部管理局産業政策課通商・海運係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 （089）12 2465
- 10 その他
詳細は、募集要綱による。

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
鋳造（特級に係るものに限る。）、金属熱処理（特級に係るものに限る。）、機械加工（特級に係るものに限る。）、放電加工（特級に係るものに限る。）、金属プレス加工（特級に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、仕上げ（特級に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電子機器組立て（特級に係るものに限る。）、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備（特級に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、紳士服製造（特級に係るものに限る。）、プラスチック成形（特級に係るものに限る。）及びパン製造	特級、1級及び2級
金属溶解（鋳鋼誘導炉溶解に係るものに限る。）、鉄工（構造物現図に係るものに限る。）、ロープ加工、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、帆布製品製造、強化プラスチック成形（積層防食に係るものに限る。）、石材施工（石材加工及び石積みに係るものに限る。）、菓子製造、水産練り製品製造、酒造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（カーテン工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション（立体図作成に係るものに限る。）、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）	1級及び2級
製麺（機械生麺製造に係るものに限る。）、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工	等級を区分しない
機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。）、冷凍空調和機器施工、和裁、建築大工、配管、内装仕上げ施工（カーテン工事に係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（機械製図手書きに係るものに限る。）及び電気製図	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成17年11月25日（金）から平成18年2月19日（日）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

金属溶解（鋳鋼誘導炉溶解に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、帆布製品製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、内装仕上げ施工（カーテン工事に係るものに限る。）、ガラス施工及び金属材料試験	1級及び2級	平成18年1月29日(日)
機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。）、配管及び内装仕上げ施工（カーテン工事に係るものに限る。）	3級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級	

鉄工（構造物現図に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、ロープ加工、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形（積層防食に係るものに限る。）、石材施工（石材加工及び石積みに係るものに限る。）、パン製造、水産練り製品製造、酒造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）、	1級及び2級	平成18年2月5日(日)
樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工	等級を区分しない	
冷凍空気調和機器施工、建築大工及び機械・プラント製図（機械製図手書きに係るものに限る。）、	3級	
機械保全、半導体製品製造、縫製機械整備、和裁、テクニカルイラストレーション（立体図作成に係るものに限る。）及び電気製図	1級及び2級	平成18年2月12日(日)
和裁、テクニカルイラストレーション及び電気製図	3級	
製麺（機械生麺製造に係るものに限る。）、	等級を区分しない	

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成17年9月26日（月）から10月7日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市三番町四丁目10番地1 愛媛県三番町ビル内
愛媛県職業能力開発協会

○公 告

テクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの指定管理者の募集について

テクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) テクノプラザ愛媛（以下「プラザ」という。）

1 所在地	愛媛県松山市久米窪田町 337 番地 1
2 設置目的	企業の技術の高度化及び新たな事業の創出並びに先端技術に関する知識の普及を図るため、各種の情報提供を行うとともに、研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 10,214㎡ (2) 建物 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 5,915.09㎡ (3) 主な施設 テクノホール、会議室、特別会議室、小会議室、研修室、OA研修室、共同研究室、インキュベート・ルーム、スタートアップ支援オフィス、特許公報閲覧室等 (4) その他 駐車場等
4 事業概要	(1) 企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るために

	必要な各種の情報提供 (2) 研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等の提供 (3) その他必要な業務
5 指定管理者の業務	(1) プラザの事業の実施に関する業務（ただし、知事が定める業務を除く。） (2) プラザの利用の許可に関する業務 (3) プラザの利用に係る料金の収受に関する業務 (4) プラザの利用の促進に関する業務 (5) プラザの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
6 管理の基準	テクノプラザ愛媛管理条例（平成17年愛媛県条例第61号）等の規定による。

(2) 愛媛県産業情報センター（以下「センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市久米窪田町 487 番地 2
2 設置目的	企業の情報化及び新たな事業の創出を支援するため、産業情報の収集、発信等を行うとともに、研修及び創業に必要な施設を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 6,937㎡ (2) 建物 鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 1,559.09㎡ (3) 主な施設 ネットワーク研修室、会議室

	、インキュベート・ルーム等 (4) その他 駐車場等
4 事業概要	(1) 産業情報の収集、発信及び提供 (2) 研修及び創業に必要な施設の提供 (3) その他必要な業務
5 指定管理者の業務	(1) センターの事業の実施に関する業務(ただし、知事が定める業務を除く。) (2) センターの利用の許可に関する業務 (3) センターの利用に係る料金の收受に関する業務 (4) センターの利用の促進に関する業務 (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
6 管理の基準	愛媛県産業情報センター管理条例(平成17年愛媛県条例第62号)等の規定による。

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間(予定)

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、法人等の団体で、次の条件を満たすものとする。

ア 愛媛県内に主たる事務所(本社機能を有するもの)を設置する又は設置しようとする団体

イ 指定管理者の募集に係る現地説明会に参加している団体

ウ 次のいずれにも該当しない団体

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等

(ウ) 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等

(エ) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(オ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

(カ) 愛媛県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(ク) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成

員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

(ケ) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

a 成年被後見人又は被保佐人

b 破産者で復権を得ないもの

c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴行行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

e 暴力団の構成員等

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア プラザ及びセンターの管理を適正かつ確実に行うことができることと認められるものであること。

イ プラザ及びセンターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができることと認められるものであること。

(2) 選定方法

経済労働部指定管理者候補者選定審査会が行う選定基準に基づいた審査(書類審査及び面接審査の実施を予定)の結果を踏まえ、知事が、総合的に評価して選定する。

5 申請に必要な書類

申請に必要な書類(以下「申請書」という。)は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 宣誓書

(3) プラザの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(5) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書

(6) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(7) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(8) 団体の概要を記載した書類

(9) 役員名簿

- (10) 都道府県税について、未納がない旨の証明書
- (11) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (12) 印鑑証明書
- (13) 提出書類のうち該当のないものについての申立書
- 6 申請期間
平成17年9月28日(水)から10月5日(水)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。
- 7 募集要綱の請求先及び申請書の提出先
愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課新事業支援係又は産業情報係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2472
- 8 その他
詳細は、募集要綱による。

○公 告

愛媛県物産観光センターの指定管理者の募集について

愛媛県物産観光センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県物産観光センター(以下「センター」という。)の概要

1 所在地	愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号(アイテムえひめ3階)
2 設置目的	県物産の展示、紹介及びあっせんを行うとともに、県内の観光及び産業に関し、情報提供及び展示を行う。
3 施設規模	(1) 物産展示ゾーン 約 605㎡ (2) 観光情報ゾーン 約 356㎡ (3) 産業紹介ゾーン 約 314㎡ (4) その他 約 376㎡
4 業 務	(1) 県物産の調査及び紹介に関すること。 (2) 県物産の展示及びあっせんに関すること。 (3) 県内の観光及び産業に関し、情報の提供及び収集を行うこと。 (4) 県内の観光及び産業に関し、展示を行うこと。 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務の実施に関する業務
- (2) 県物産の展示及びあっせんの承諾に関する業務
- (3) センターの利用の促進に関する業務
- (4) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務

- (5) その他知事が定める業務
- 3 管理の基準
愛媛県物産観光センター管理条例(平成17年愛媛県条例第64号)等の規程による。
- 4 指定期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間(予定)
- 5 申請資格等
 - (1) 申請資格
申請資格を有するものは、法人等の団体で、次の条件を満たすものとする。
ア 愛媛県内に主たる事務所(本社機能を有するもの)を設置する又は設置しようとする団体
イ 指定管理者の募集に係る現地説明会に参加している団体
ウ 法人等の団体で、次のいずれにも該当しないもの
(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者
(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等
(ウ) 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
(エ) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
(オ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
(カ) 愛媛県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
(キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
(ク) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体
(ケ) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
a 成年被後見人又は被保佐人
b 破産者で復権を得ないもの
c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは

第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

e 暴力団の構成員等

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

経済労働部指定管理者候補者選定審査会が行う選定基準に基づいた審査（書類審査及び面接審査の実施を予定）の結果を踏まえ、知事が、総合的に評価して選定する。

7 申請に必要な書類

申請に必要な書類（以下「申請書」という。）は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 宣誓書

(3) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(7) 団体の概要を記載した書類

(8) 役員名簿

(9) 都道府県税について、未納がない旨の証明書

(10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(11) 印鑑証明書

(12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月28日（水）から10月5日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県経済労働部観光国際局観光交流課県産品振興係 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)12 2493

10 その他

詳細は、募集要綱による。

○公 告

えひめ森林公園の指定管理者の募集について

えひめ森林公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 えひめ森林公園（以下「公園」という。）の概要

1 所在地	愛媛県伊予市上三谷齒朶谷山国有林並びに伊予郡砥部町七折笹ヶ平山国有林及び大谷山国有林
2 設置目的	県民が自然との触れ合いを通じて森林のもつ公益的機能と林業に対する理解を深めるとともに、その保健及び休養に資する都市近郊型森林レクリエーションの場を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 約 104ha (2) 管理施設 管理棟・森林学習展示館（1棟・420㎡、木造3階建）、ログハウス（1棟・24㎡） (3) 学習展示施設 実習用苗畑（650㎡）、野外学習展示林（3.0ha）、昆虫観察飼育施設（1棟・21㎡）、林間学習広場（3,000㎡）、きのこ栽培園（1,109㎡）、山菜栽培園（4,700㎡） (4) 造成園地（森） 生産の森（1.1ha）、世界の森（1.0ha）、郷土の森（1.7ha）、野鳥の森（2.2ha）、詩歌俳諧の森（10.0ha）、県民参加の森（52.4ha） (5) レクリエーション施設 キャンプ場（20サイト/6,400㎡）、林間広場（2ヶ所（第1林間広場/6,134㎡、第2林間広場/4,949㎡））、フィールドアスレチック（25ポイント）、自然観察道（9,557m） (6) 公共利用施設 駐車場（4ヶ所、6,927㎡）、公衆便所（3ヶ所、94㎡）
4 業務概要	(1) 県民の保健、休養及び森林体験の場の提供に関すること。 (2) 森林及び林業に関する資料の展示に関すること。 (3) 森林及び林業に関する学習活動の指導に関すること。 (4) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

(1) 公園の業務の実施に関すること。

(2) 公園の利用の許可（えひめ森林公園管理条例（平成17年愛媛県条例第65号、以下「条例」という。）第9条第1項の許可に限る。）に関すること。

(3) 公園の利用の促進に関すること。

(4) 公園の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。

(5) その他知事が定める業務

3 管理の基準

条例第4条から第13条までの規定による。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの4年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置く又は置こうとする法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等

ウ 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等

エ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 愛媛県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

ク 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

ケ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60条)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 暴力団の構成員等

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合

は、複数の団体での共同による申請ができる。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 公園の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

えひめ森林公園指定管理者選定審査会が行う選定基準に基づいた審査(書類審査及び面接審査の実施を予定)の結果を踏まえ、知事が総合的に評価して選定する。

7 申請に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 宣誓書

(3) 公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(7) 団体の概要を記載した書類

(8) 役員名簿

(9) 都道府県税について、未納がない旨の証明書

(10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(11) 印鑑証明書

(12) 提出書類のうち該当がないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月28日(水)から10月7日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課保護緑化係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2597

10 その他

詳細は、募集要綱による。

--	--